

## 【教育実習の必要日数等】

教育実習は、実習校における5日間（1週間）30～45時間の実習で1単位とし、実習校の教職員の勤務に準じた実習を行うこととします。教育職員免許状の種別による実習日数等は〔表3〕の通りです。

〔表3〕

| 取得希望免許状  | 履修単位数 | 教育実習を行う校種・必要日数   |
|----------|-------|--|
| 幼稚園      | 4単位   | 幼稚園（※注意①）で20日間以上   |
| 小学校      | 4単位   | 小学校で20日間以上   |
| 中学校      | 4単位   | 中学校で15日間以上   |
| 中学校・高等学校 | 4単位   | 以下A～Cのいずれか1つ<br>A. 中学校で15日間以上<br>B. 高等学校で15日間以上<br>C. 中学校で10日間以上+高等学校で10日間以上 |
| 高等学校     | 2単位   | 高等学校で10日間以上  |
| 特別支援学校   | 2単位   | 特別支援学校（※注意②）で10日間以上  |

※注意①

認定こども園で教育実習を行う場合、「幼稚園型」「幼保連携型」のいずれかで行ってください。「保育所型」「地方裁量型」での教育実習は認められません。

※注意②

- 「知的障害者に関する教育の領域」「肢体不自由者に関する教育の領域」「病弱者に関する教育の領域」の3領域のいずれかを含む学校で行ってください。「視覚障害者に関する教育の領域」「聴覚障害者に関する教育の領域」の2領域の特別支援学校での教育実習は認められません。
- 学部（本科）生で特別支援学校教諭免許取得希望者は、基礎となる免許（幼・小・中・高）の教育実習の後に特別支援学校での教育実習を行ってください。

## 【教育実習を行う時期】

教育実習を行う時期は、「教育実習指導」スクーリングの受講時期、教育実習申請（B-net等）の時期、教育実習実施資格判定時期の関係から、入学の翌年度となります（課程本科で入学1年目実習対象者を除く）。教育実習は、以下の期間で必要な日数の実習を行ってください。

| 春期        | 秋期         |
|-----------|------------|
| 4月上旬～7月上旬 | 8月下旬～12月上旬 |

※「幼稚園教諭免許取得課程」に後期（10月）入学された場合、教育実習実施資格判定科目の開講時期の関係上、教育実習は2年目の4月上旬以降の実施となります。

## 【教育実習費（2019年度）】

2単位…17,000円      4単位…34,000円

## 【教育実習校の確保】

教育実習は、学校教育法第1条（p.150参照）に定める「学校」で行ってください（ただし、高等専門学校は除きます）。

教育実習は、教育の現場（実習校）が後輩（教員）の養成に協力しようという厚意によって成り立っています。自分で責任を持って教育委員会や実習希望校と交渉し、確保してください。実習校の確保にあたっては、以下の点に注意してください。

- 実習校が年間計画を立てる前（できる限り、教育実習を行う前年度早々に）に依頼に行くことが望まれます。
- 本学より実習校の斡施・紹介は行いません。**
- 地域や学校ごとに受入れにあたっての条件（実習期間・申込期間・教員採用試験の受験等）を設けている場合がありますので、各自で確認してください。
- 実習校に教育実習を行う教科の専任教員がいることが必要です。ただし、以下の（ア）から（ウ）のすべてを満たす場合は例外として認められます。
  - （ア）教育実習を行う教科担当の教員が実習校において非常勤講師であっても、教科についての指導を受けることが可能である。
  - （イ）学級経営や生徒理解及び生徒指導、道徳教育、特別活動等の教員としての職務内容等、教育実習全般については、実習校の専任の教員から十分な指導を受けることが可能である。
  - （ウ）『教育実習簿』の作成及び教育実習の計画や総括などを十分に行える。
- 宗教科・書道科・中国語科・情報科・福祉科は、受入れが非常に少ないため、確保が困難な場合があります。また、全校種・教科において、年齢が高くなると受入れ先の確保が困難になる場合があります。
- 定時制学校・通信制学校での教育実習を希望する場合は、事前に本学へ相談してください。
- 親族が経営・勤務する学校・園での教育実習はできるかぎり避けてください。
- 勤務校・園での教育実習は一切認めていません。この場合の勤務とは、教員・講師だけでなく、職員・介助員・相談員・学童保育指導員等、教育実習を行う学校・園内で勤務する方も含まれます。